

様式第 3

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 2 9 年度 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 2 回（専門部会）子ども部会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議題 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う検討事項について 2 児童発達支援ガイドライン（案）について
日 時	平成 2 9 年 9 月 6 日（水） 午前 1 0 時から午前 1 1 時 5 5 分まで
場 所	市役所 2 階 中 1 ・中 2 会議室
出 席 委 員	部会長 小林 公平 委 員 金城 和子 委 員 副見 君雄 委 員 相澤 加代子 委 員 鈴木 良造 委 員 磯部 恵子 委 員 石山 紀子 委 員 瀬戸 朝子 委 員 寺門 洋行 委 員 村山 佐知子 委 員 吉田 利恵 委 員 神原 誠一 委 員 金安 佳子 委 員 中山 知子
欠 席 委 員	委 員 木根 真理恵 委 員 逆井 友也
事 務 局 等	齋藤 剛（障がい者支援課相談支援係長） 渡部 茂至（障がい者支援課相談支援係主任主事） 上野 慎司（障がい者支援課相談支援係主事） 佐野 清貴（障がい者支援課相談支援係主事） 加藤 満子（オブザーバー、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会長）
傍 聴 者	2 名
議 事	平成 2 9 年度自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 2 回専門部会（子ども部会）の会議結果（概要）は、次のとおりである。
事務局・齋藤係長	1. 開会 平成 2 9 年 9 月 6 日午前 1 0 時、開会した。会議録作成のため録音機を使用することの了解を得た。逆井委員、木根委員が欠席、傍聴者 2 名、オブザーバーとして加藤満子 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会長が出席することを報告する。

	2. 議題 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う検討事項について
小林部会長	議題1について、事務局に説明を求める。
事務局・上野主事	議題1について、説明を行う。
小林部会長	居宅訪問型児童発達支援を実施するに当たり、施設に通所することが困難な児童について、「肢体不自由児者父母の会」はニーズを把握しているか。
鈴木委員	事前に資料が配布されていれば、会員のニーズを把握できたが、今日の時点では分らない。
小林部会長	次回から、事務局は、事前に委員に資料を送付すること。 肢体不自由児の療育を行っている児童発達支援センターの利用者が、居宅訪問型児童発達支援を利用する可能性はあるか。
副見委員	私が所属する施設では、現在、人工呼吸器を使用するなどの「医療ケア児」はおらず、送迎バスや保護者の送迎により通所している。ただし、通所日数が非常に少ない利用者は、居宅訪問型児童発達支援を利用する必要があるかもしれない。
吉田委員	野田特別支援学校には、経管栄養で夜間は人工呼吸器を使用している児童もいる。日中は呼吸器を外せるが、体力がなく入院することも多い。この児童が居宅訪問型のサービスを利用できればいいと思うが、就学児であるため児童発達支援の対象ではない。
金城委員	通所できないほどの児童を支援する職員はどのような方なのか。既に現行の制度で、看護師が障がい児の居宅に来てくれる制度があると思うが、それと同様に、居宅訪問型児童発達支援も看護師が支援を行うのか。
事務局・渡部主任主事	看護師の居宅訪問は「自立支援医療の育成医療」の制度により実施している「訪問看護」のことと思うが、制度が異なる。
事務局・上野主事	居宅型児童発達支援には、児童指導員や保育士等も担い手になると思われる。
小林部会長	居宅訪問型児童発達支援等、新しい支援制度が創設されることは歓迎できるが、従来の制度も含めて、保護者には保健所や保健センターから情報が提供されるのか。

村山委員	保健センターには、入院中に医療機関からケース会議への参集案内、退院後に保護者から支援要請がある。
小林部会長	情報を得たら、すぐサービスは使えるのか。
事務局・上野主事	通常の手続を経る必要がある。
神原委員	居宅型児童発達支援を利用する目的は何か。
事務局・上野主事	児童発達支援事業所で実施している療育を居宅で実施することである。
副見委員	事業所に配置された理学療法士が居宅に訪問し、居宅において理学療法ができるということ。
小林部会長	重度の知的障がいでは通所できない方は、情報も得られず、利用に結びつけることは難しい。相談支援事業所にも新制度を周知してほしい。 また、保護者の話によると、保健師や病院から情報を得ることがあるが、市外の病院を受診している場合、病院からは地元の市役所に聞いてくださいと言われる。こども支援室はどのように支援制度を周知しているのか。
村山委員	健診の際に情報提供している。
小林部会長	健診に行けない方はどうするのか。厳密なケアが必要な場合、県外の病院に入院している。市の健診に行くことは簡単ではない。家庭への情報発信はどの部署が専門で、どの部署が担当するのか。障がい者支援課なのか。
事務局・齋藤係長	障がい者支援課が情報発信を行う。随時、障がい者ガイドブックを更新し、市民配布用に備えている。
相澤委員	相談支援事業所から、サービス提供事業所の情報を得ている。定期的なモニタリングがあり、そこで情報が入る。相談支援事業所は詳しい情報を持っている。
小林部会長	相談支援事業所に、児童に関する現状を知ってもらいたい。こども部会に出席させられないか。
事務局・齋藤係長	相談支援事業所は、「障害児相談支援」のケアマネジメントを担当し、日々、保護者と児童からの相談を受けているため、児童分野の現状をある程度把握している。また、こども部会と同様に、相談支援部会も開催されている。こども部会で話し合われた相談支援に関わる事柄を、相談支援部会に報告させてい

	ただく。
加藤オブザーバー	こども支援室が果たす役割は何か。こども支援室に来所する方々にだけ情報提供していくのではなく、来所できない方々にも、情報を届ける努力をすべきではないか。情報が届かなくて、悩んでいる方が少なくなると思う。
鈴木委員	他市の素晴らしい取組はよく耳に入るが、野田市は情報発信が足りないと聞いている。野田市には率先して、情報発信してもらいたい。
小林部会長	重度の障がいがある児童を連れて施設に見学に行くことは難しい。支援者側がフットワークを軽くして、誰かが家庭訪問して、説明に行ってあげないといけない。これをどうしていくか。こども部会が考えていく。 次に、保育所等訪問支援の対象施設拡大に関して、乳児院や児童養護施設はあるのか。
事務局・齋藤係長	野田市には現時点でない。 議題2 児童発達支援ガイドライン（案）について
小林部会長	議題2について、事務局に説明を求める。
事務局・上野主事	今般、厚生労働省より公表された、児童発達支援のガイドライン（案）について説明する。
小林部会長	野田市ホームページで公表されている放課後等デイサービスの自己評価表の中で、チェック項目に対する答えが「実施していない、適切でない」等を意味する「いいえ」の箇所がある場合、事業所に指導はするのか。
事務局・上野主事	事業所への指導権限は市ではなく、県である。県の監査や検査が行われれば、県が指導することはあり得る。
小林部会長	事業所の送迎運転手に高齢者が多くて、不安があるとの意見が前回あった。
金城委員	くすのき苑の運転手は、70歳定年としている。70歳を超えた運転手の送迎は、利用者にとって不安がある。
加藤オブザーバー	野田市独自に、自己評価に「運転手の年齢」を加えることは可能なのか。
事務局・上野主事	現行の自己評価表はひな形をそのまま使用している。追加す

	ることが可能か検討する。
加藤オブザーバー	自己評価は、意味のある公表にしなければならない。ホームページ上に掲載するだけなのか。この部会で、自己評価の中身を話し合うとか、意味のある形にしてほしい。 市は、事業所の職員配置を確認しているか。
事務局・上野主事	通常、市が確認することはない。事業所の指定権限を有する県が職員配置の確認を行っている。
小林部会長	学校を情報発信の場所とし、放課後等デイサービスに関するパンフレットを置くことはいかがか。
吉田委員	障がい者支援課が作成した放課後等デイサービスのパンフレットは、野田特別支援学校の談話室に配架している。
磯部委員	市内の小中学校でも、同じパンフレットを配架し、宣伝している。
小林部会長	ほかに意見はあるか。 なければ、困難事例として、事務局に、先月末に障がい者支援課窓口で発生した事件について説明を求める。
事務局・齋藤係長	新聞報道のとおり、8月24日に発生した事件は、障がい児の保護者が市職員にアイスピックを向け、警察が介入することとなった。職員の対応に腹を立てたのではなく、障がいのある子との関わりについて強い不安があり、衝動的にこのような行為に出ってしまったことと考えている。
鈴木委員	この事件と関連があるかわからないが、昨日午後7時に障がいのある子が施設で虐待を受けている、との相談があった。なぜ、うちの子だけがこんな目に遭うのかと泣きながら話された。野田市には、利用できる施設が少ない。野田市はこの現状をどう考えているのか。
金城委員	市内には、入所施設は、野田芽吹学園かくすのき苑しかなく、成人しか入所できない。障がい児の入所は、近隣では、柏市に所在する施設に頼むしかない。
小林部会長	施設が足りないハード面の課題がある。しかし、保護者は追いつめられている。野田市として、保護者の負担をどう軽減できるか、この部会で話し合っていきたい。 ほかに意見はあるか。 なければ、これで議事を終了する。

事務局・齋藤係長	次回のこども部会は、12月13日（水）午前10時、市役所2階の中1・中2会議室で開催することと、緊急に協議いただく必要のある事案等が発生した場合は別途開催することを連絡する。 3. 閉会 午前11時55分、閉会を宣言した。
----------	---